

成績評価について

学則（抄）

（助産師学科、第一看護学科及び第二看護学科の単位の認定）

第10条 授業科目の学修の評価は、所定の授業時間数の3分の2以上出席した授業科目に限り、試験又はこれに代わるべき方法により行う。

2 校長は、授業科目の学修の評価に合格した者には、その科目所定の単位を与える。

3 第9条に規定する授業科目の試験は、授業科目の終了したとき又は前期及び学年末に行う他、臨時に行うことがある。

4 授業科目の学修の評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

5 第3項に規定する授業科目の試験を受けることができなかつた場合又は試験の結果不合格となつた場合は、別に定めるところにより、追試験又は再試験を受けることができる。

授業科目の学修の評価等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県立衛生看護専門学校学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、授業科目の学修の評価の方法及び配点並びに評価を受ける資格に関し必要な事項その他関連する事項について定める。

（学修の順序）

第2条 学生は、原則として教育課程に定められている順序で履修すること。

<助産師学科>

1 臨地実習を内容とする授業科目を履修するためには、原則として別表第1の「履修要件」を満たしていること。

2 臨地実習（助産学実習Ⅰ・Ⅱ）期間中に保健師助産師看護師学校養成所指定規則による分娩介助例数10例の要件を満たしていること。要件が満たされない場合は追実習を行う。

<第一看護学科>

1 授業科目を履修するためには、原則として別表第2の「履修要件」を満たしていること。

2 3年次の授業科目を履修するためには、原則として1年次及び2年次配当の授業科目の単位をすべて修得していること。

<第二看護学科>

1 授業科目を履修するためには、原則として別表第3の「履修要件」を満たしていること。

2 2年次の授業科目を履修するためには、原則として1年次配当の授業科目の単位をすべて修得していること。

（評価の方法）

第3条 講義を主体とする授業科目の学修の評価は、原則として筆記試験により、担当教員が行う。ただし、担当教員が評価のため適切と認めるときは、口述若しくは実技試験又はレポート提出をもってこれに替えることができる。

2 臨地実習を内容とする授業科目の学修の評価は、実習要項に従い、担当教員が行う。

3 第1項の試験は、授業科目の終了時若しくは前期末又は後期末に行うものとする。ただし、担当教員が評価のため適切と認めるときは随時行うことができる。

4 第2項の評価は、授業科目の終了時若しくは前期末又は後期末に行うものとする。

5 校長は、大震災等不可効力の事態により所定の評価の方法を実施できないと認めるときは、これに替わる評価の方法を決定する。

（評価を受ける資格）

第4条 前条の評価は、原則として当該授業科目の所定の履修時間数の3分の2以上を出席した者

でなければ受けることができない。

(評価のための追試験)

第5条 定められた期日に、次に掲げる事由のいずれかにより試験を受けることができなかった者については、追試験を行うものとする。

- (1) 病気(医師の診断書等を要する。)
- (2) 忌引
- (3) 学則第28条に規定する出席停止
- (4) その他正当と認められる証明があるもの

2 追試験は、原則として正規試験日から7日以内に実施する。

3 追試験を受けようとする者は、追試験受験前に「追試験・再試験受験願(第1号様式)」を提出し、校長の許可を受けなければならない。

4 第1項各号に掲げる事由以外の事由により試験を受けなかった者で、学年末の成績で実習を含む授業科目の2分の1以上において「良」以上の評価が得られている場合は、校長は、学修の評価に関する会議(単位認定会議、卒業認定会議)を経て、在籍期間中一度に限り、同日試験科目の2科目を限度に特別追試験を行うことができる。ただし、特別追試験の再試験及び追試験はない。

(評価のための補習)

第6条 前条第1項各号に掲げる事由のいずれかにより、第3条第1項及び第2項に規定する講義及び臨地実習の評価を受けることができない者については、「補習願(第2号様式)」により評価のための補習を行うことがある。

2 校長は、前項の「補習願」の提出があったときは、必要に応じて学修の評価に関する会議(単位認定会議、卒業認定会議)等を経て、教育効果その他の条件を総合的に判断して補習の実施の可否を決定する。

3 補習を受ける者は、校長が指示する補習計画に従わなければならない。

(再試験)

第7条 講義を主体とする授業科目の試験又は追試験の成績が6割に満たなかった者については、「追試験・再試験受験願(第1号様式)」によりその授業科目の再試験を行うものとする。ただし、再試験は1回とする。

2 再試験を受けようとする者は、再試験受験前に「追試験・再試験受験願(第1号様式)」を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、学年末の成績で実習を含む授業科目の2分の1以上において「良」以上の評価が得られている者で、再試験不合格となった授業科目が2科目以下の場合は、校長は、学修の評価に関する会議(単位認定会議、卒業認定会議)を経て、在籍期間中一度に限り、特別再試験を行うことができる。

4 再試験のための追試験の実施については、第5条の規定を準用する。

(再実習)

第8条 臨地実習を内容とする授業科目の学修の評価が6割に満たない者については、原則として再実習は行わない。

(評価の配点)

第9条 各授業科目の学修の評価の配点及び実習の評価の配点は、優、良、可、不可の4段階に分け、100点満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。

2 追試験及び特別追試験の評価は、得点の8割をもって行う。

3 再試験、特別再試験及び特別追試験の評価は、60点を上限として行う。

4 補習の評価は、第1項の規定に従って行う。

(不正行為)

第10条 校長は、評価に関わる事項において不正行為のあった者に対しては、必要に応じて学修の評価に関する会議(単位認定会議、卒業認定会議)等を経て、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) 当該授業科目の評価の無効
- (2) 当該学期における全科目の評価の無効

(未修得科目の履修)

第11条 未修得科目は、履修し、評価を受ける。

<第一看護学科>

未修得科目は、次年度以降に、その年次の配当科目よりも先行して履修し、評価を受けるものとする。

附 則

(廃止規定)

- 1 授業科目の試験及び学年修了並びに卒業の認定等に関する要綱(平成 12 年 4 月 1 日)は廃止する。
- 2 単位認定及び補習に関する内規は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(中 略)

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。